

(別紙)

小児慢性特定疾病医療費助成制度における 「岩手県小児慢性特定疾病指定医」の申請手続について

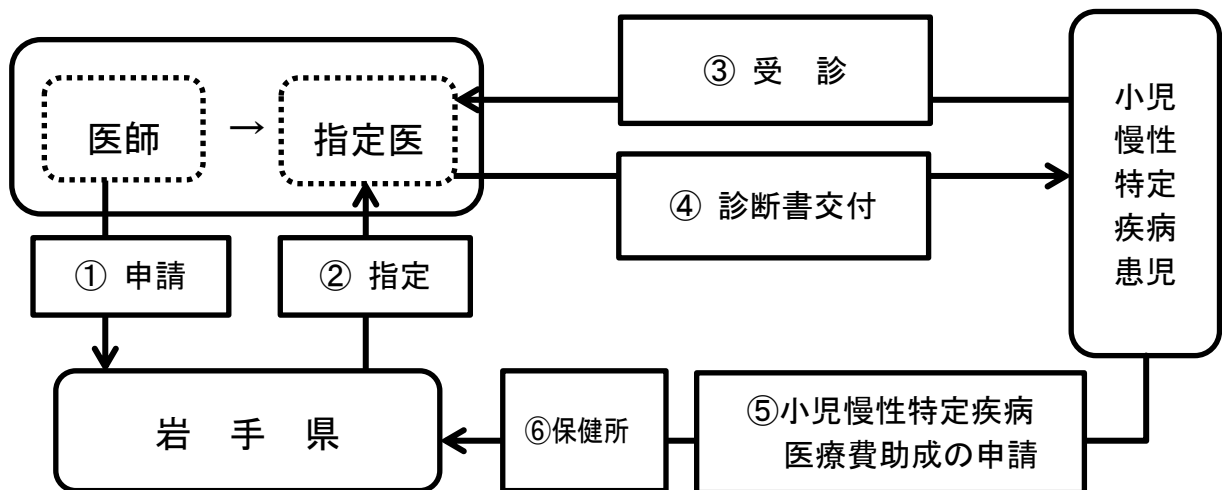
1 指定医について

小児慢性特定疾病医療費助成制度では、知事等の指定を受けた医師（指定医）のみが小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成できるとされました。

指定医の指定を受けるためには、岩手県に指定医の申請手続が必要になります。

2 ページ以降に申請手続等を記載しておりますので、御参照の上、必要な申請手続を行ってくださいますようお願いいたします。

2 小児慢性特定疾病医療費助成申請の流れ



【問合せ先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県保健福祉部子ども子育て支援課 少子化担当
電話：019-629-5456（直通）

3 指定医の要件

以下(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす医師であることです。

- (1) 疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験があり、申請時点において、厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格を有している（※2）こと。
- (2) 疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験があり、県等が実施する研修を修了している（※3）こと。

※1 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含みます。

※2 専門医のリストは4～5ページを御覧ください。

※3 「5 小児慢性特定疾病指定医研修サイトの受講」を御覧ください。

4 指定医の職務

- (1) 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- (2) 患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システムに登録すること。

※国においてシステム構築中であり、運用開始時期は未定です。システムが稼働できるようになりましたら、登録方法等についてお知らせします。

5 小児慢性特定疾病指定医研修サイトの受講

専門医資格を有していないが、これから新たに岩手県に指定医の指定申請を行いたい場合、本サイトを利用した研修を受講する必要があります。サイトにアクセスし、ご利用方法を確認の上受講し、研修を修了してください。

※専門医資格を有している場合は、サイトの受講は不要です。

小児慢性特定疾病指定医研修サイト <https://www.sdtweb.jp/>

【小児慢性特定疾病指定医研修サイトの利用手順】

- ① アカウント・パスワードの作成及び修了証発行のための医籍番号と申請先自治体名（岩手県）を登録してください。
- ② 指定医研修コースの中から必須講義「小児慢性特定疾病対策の概要」を受講してテストを受けてください。
- ③ 医療意見書の作成を予定する疾患群の講義について、1つ以上受講してテストを受けてください。なお、成長ホルモン治療を行う場合は、成長ホルモン治療の講義も併せて受講し、テストを受けてください。
- ④ テストに合格すると、小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証（以下、「修了証」という。）が発行されますので、印刷してください。なお、修了証が研修受講の証明となりますので、必ず印刷してください。

※受講における留意事項

- ・本研修は、岩手県小児慢性特定疾病指定医を対象としたものであり、他の自治体における小児慢性特定疾病指定医の申請には利用できません。
- ・研修修了後、「6 指定医の申請手続」に従い、申請書類を提出してください。指定手続完了後、岩手県から申請者宛に指定通知を送付します。

6 指定医の申請手続

【申請手続】

次の①から④の書類を下記の提出先に提出してください。

- ① 指定医指定申請書
- ② 経歴書
- ③ 医師免許証の写し（裏面に書き換え等の記載のあるものは、裏面も添付）
- ④ 専門医の資格を証する書面の写し又は県等が実施する指定医の研修修了証の写し

申請書等の様式は岩手県のホームページからダウンロードできます。

【提出先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
岩手県保健福祉部子ども子育て支援課少子化担当

※申請に関する留意事項

岩手県の場合、盛岡市内の医療機関は「盛岡市長」（中核市）に、盛岡市以外の県の医療機関は「岩手県知事」に申請することになります。医療意見書の作成を行う勤務先の医療機関が複数あり、それぞれの医療機関において、事業の実施主体が異なる場合は、各都道府県知事及び中核市長等からそれぞれ指定を受けてください。

7 その他

- ・指定を行った医師の氏名、主として小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関及び担当する診療科名を岩手県のホームページ等で公表します。
- ・指定医の指定の有効期間は5年間です。5年毎の更新が必要です。
- ・申請内容に変更（医師の勤務先、氏名、住所）があったときは、変更のあった事項及び変更年月日を、指定を受けた県知事等に届け出る必要があります。
- ・指定医は、60日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができます。辞退する場合は、指定を受けた県知事等に届け出る必要があります。
- ・県知事等は、不適切な医療意見書を作成しているなど、その職務を行わせることが不適切であると認められる場合は、その指定医の指定を取り消すことができます。
- ・「指定医療機関」に勤務している医師で、「指定医」の指定を受けていない医師は、医療意見書の作成はできませんが、小児慢性特定疾病児の診療を行うことはできません。

厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医リスト

学 会	専 門 医 の 資 格 の 名 称
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医

学 会	専 門 医 の 資 格 の 名 称
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医